



国 税 庁 和 彦 殿  
伏屋

## 税務行政における適正手続の法的整備 に関する要望書

平成12年7月28日  
全国青年税理士連盟  
会長 富田  
東京都渋谷区千駄ヶ谷  
電話 03-3355-

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、全国青年税理士連盟は、現行の国税通則法を見直すことにより税務行政における適正手続の法的整備を図るべく、以下の意見要望を申し述べます。

1. わが国では、税務行政についての適正手続が法的に整備されていない現状にあります。すなわち、わが国の税法には、税務調査に関する規定が一条のみに裁量的に「調査について必要があるときは……調査できる」（所得税法第234条、法人税法第153条参照）と定められているだけであり、重要な手続（例えば、調査の通知、理由開示、時間・場所、代理人の選任、弁明手続、苦情申立て手続など）については何ら法文化されていません。また、税務調査の違法性をめぐって多くの裁判例がでているものの、その裁判例はわが国の成文法主義の見地から原告納税者に不利なもののがほとんどです。平成6年に施行された「行政手続法」においても、税務行政手続については、同法及び国税通則法の規定により広範囲にわたり適用除外となっています。しかしながら、同法案を審議した第二次行政改革審議会の答申の意見では、適用除外された行政運営の分野（税務行政を含む。）について、「それぞれの個別法で行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図る観点から必要に応じて規定の見直し等を行った上で、行政手続の適用除外措置を講ずることが適当」であると指摘されており、また、行政手続法の立法審議過程においても、総務厅長官の答弁において、第三次行革審の趣旨を踏まえた個別法における見直しが必要であることが述べられています。

私たち全国青年税理士連盟は、納税者の権利保護を図るために、次のような理由から国税通則法を改正すべきものと考えます。

- 申告納税制度を維持させるためには、納税者の協力が必要不可欠であり、特に国税通則法を改正して税務調査に関する適正な手続規定を整備することは、

- 納税者の税務行政に対する信頼を得るものとなります。
- 税務行政における適正手続が未整備であることは、税務行政に必要以上の裁量を期待する結果となり、効率的な行政運営を阻害します。国税通則法を改正して税務行政の適正手続規定を導入することは、効率的な税務行政の遂行に資することになります。
  - OECD（経済協力開発機構）は1988年に納税者の権利に関する報告書を発表しており、納税者の権利を保護する観点から税務行政における適正手続を確立しようとする方向は世界的な潮流となっています。アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ等の諸国では、1980年代から納税者の権利保護に関する法制度が急速に整備されてきており、アジアにおいても、1996年に韓国の「国税基本法」が改正され、翌年には「納税者権利憲章」が公布されました。わが国の経済社会が急速に国際化している現状において、納税者の権利を含む税務行政手続の法的整備はまさに急務であります。
2. OECDが掲げる納税者の権利保護の基本原理や、諸外国の税務行政の適正手続に関する法制度を参考にすれば、わが国においても、少なくとも次のような内容をもつた国税通則法の見直しが必要であると考えます。
- 纳税者は基本的に誠実であり、納税者が提出した申告書は真実であると推定すること（納税者の誠実性の推定）。
  - 税務調査を行う場合には、調査実施の14日前までに書面により通知するものとすること（税務調査の事前通知）。
  - 税務調査に際し、税理士等を代理人とすることができる旨を税務調査通知書などで教示すること（税務調査における代理人選任権の教示）。
  - 税務調査を行う場合には、調査対象税目、調査を必要とする理由等を書面により開示すること（税務調査の理由の開示）。
  - 原則として個人の住居において調査を行うことを禁止する。また、税務調査においては納税者等のプライバシーを保護すること（税務調査におけるプライバシーの保護）。
  - 税務調査が終了した場合において処分を行わないときは、速やかに書面によつて調査終了を通知すること。また、税務調査に際して行政指導を行う場合には書面によって行うこと（調査終了の通知）。
  - 同一税目で同一期間にに関する再調査を行うことは原則としてできないものとすること（重複調査の禁止）。
  - 手続規定に違反して行われた税務調査に基づく処分は無効とすること（違法調査の無効）。

以上